

令和6年10月から

児童手当制度が変わります！



何が変わる？

- 所得制限の撤廃
- 支給期間が高校生相当世代まで延長
- 第3子以降の支給額を月額3万円に
- 支払月が年3回から年6回（偶数月）に

申請方法及び対象者について

新たに受給資格者となる方は申請が必要です。

過去の児童手当受給情報、現在の住民登録状況を基に、対象となりうる方に申請案内を発送します。
(必ず受給対象となるわけではありません。)

申請対象者	
所得上限超過により、令和6年度児童手当・特例給付を受給していない方	中学生以下の子を養育しておらず、高校生年代の児童を養育し児童手当・特例給付を受給していない
児童手当・特例給付を受給しており、18歳年度末～22歳年度末の子（大学生相当年代の子）がおり、かつ、その子を含め児童が3人以上いる方	児童手当・特例給付を受給しており、算定児童として登録されていない高校生相当年代の児童がいる方

支給額（令和6年10月分以降）

【制度改正後】（令和6年10月分以降（12月支給分））

			現在（金額は月額）	改正後（金額は月額）
手当区分	児童手当	3歳未満	15,000円	第1子・第2子：15,000円 第3子以降：30,000円
		3歳～小学生	第1子・第2子：10,000円	第1子・第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
			第3子以降：15,000円	
		中学生	10,000円	
		高校生	支給なし	
	特例手当	一律	5,000円	
子のカウント			18歳年度末	22歳年度末
所得制限			あり	なし
支給月			4か月に1回 (6・10・2月)	2か月に1回 (4・6・8・10・12・2月)

お問い合わせ 福祉課 こども班 TEL:098-985-7124